○座間市防災会議運営規程

昭和60年３月15日防災会議規程第１号

改正

平成20年３月５日防災会議規程第１号

座間市防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、座間市防災会議条例（昭和41年座間市条例第18号）第５条の規定に基づき、座間市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（代理出席）

第３条　委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　前項の代理者は、委員とみなす。

（専決処分）

第４条　会長は、緊急を要し、会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、第２条の規定にかかわらず、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、主管課において処理する。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附　則

この規程は、公表の日から施行する。

附　則（平成20年３月５日防災会議規程第１号）

この規程は、公表の日から施行する。